

背景・概要

自動車事故により重度の後遺障害を負われた方においては、引き続き住み慣れた地域での生活を継続したいというニーズがある一方、医的ケアを必要とするような自動車事故被害者に対して、訪問系サービスを提供する事業者の人材不足は深刻です。

国土交通省では、いわゆる「介護者なき後」においても、在宅生活の継続を選択肢の一つとして考えられるようになるため、訪問系サービスを提供する事業者の新設や人材確保等への支援を行います。

補助制度について

新規・増設年度

開業準備段階や開業後障害福祉サービス等報酬を得られるまでの間における資金繰り等を支援

補助対象事業者

- ・重度訪問介護事業者
- ・居宅介護事業者

補助内容

- ①求人情報の発信に係る経費
※大手就職情報サイト等への掲載料等
- ②職業紹介手数料の支援
※転職エージェント・人材紹介会社の利用料
- ③研修等経費の支援
※重度訪問介護従業者養成研修 等
- ④介護職員の人材雇用に係る経費

補助率

1/2(利用予定者のうち自動車事故被害者の割合が50%超の場合は定額)

補助上限額

上限300万円



開業次年度以降

対前年度比での賃金改善や求人広告費等を支援

補助対象事業者

- ・重度訪問介護事業者
- ・居宅介護事業者

補助内容

- ①求人情報の発信に係る経費
※大手就職情報サイト等への掲載料等
- ②職業紹介手数料の支援
※転職エージェント・人材紹介会社の利用料
- ③研修等経費の支援
※重度訪問介護従業者養成研修 等
- ④介護職員の人材雇用に係る経費
※厚労省の待遇改善加算等との併給調整を図った上で、一定額を支援

補助率

1/2(利用者のうち自動車事故被害者の割合が50%超の場合は定額)

補助上限額

上限200万円

